

訪問看護 サービス利用料金表（介護予防保険）

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

基本料金（訪問 1 回につき）						
訪問看護費・介護予防訪問看護費			介護報酬	1 割負担	2 割負担	
訪問一回につき算定	所要時間	30 分未満	営業時間内の料金 （看護師）	4,480 円	448 円	896 円
		30 分以上 60 分未満		7,870 円	787 円	1,574 円
		60 分以上 90 分未満		10,800 円	1,080 円	2,160 円
所要時間	1 回 20 分 2 回 40 分 3 回 60 分	営業時間内の料金 （理学療法士）	2,860 円	286 円	572 円	
			5,720 円	572 円	1,144 円	
			7,730 円	773 円	1,546 円	
※早朝（6 時～8 時）、夜間（18 時～22 時） 25%割増 深夜（22 時～翌 6 時） 50%割増						
加算項目		内容	介護報酬	1 割負担	2 割負担	
サービス提供体制強化加算		3 年以上勤務している看護師がサービスに従事している場合	60 円	6 円	12 円	
複数名訪問加算（30 分未満）		同時に 2 名の看護師が訪問看護を行った場合	2,540 円	254 円	508 円	
複数名訪問加算（30 分以上）			4,020 円	402 円	804 円	
長時間訪問看護加算		特別な管理を要する利用者に 90 分を超える訪問看護を行った場合	3,000 円	300 円	600 円	
月一回算定	緊急時訪問看護加算 （月の初回訪問時に加算）		利用者等の同意を得て、計画的な訪問以外の緊急訪問を行う場合	5,740 円	574 円	1,148 円
	特別管理加算（Ⅰ） （月の初回訪問時に加算）		在宅悪性腫瘍患者指導管理料等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している利用者に対する加算	5,000 円	500 円	1,000 円
	特別管理加算（Ⅱ） （月の初回訪問時に加算）		在宅酸素療法指導管理料等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等の利用者に対する加算	2,500 円	250 円	500 円
	初回加算		新規に訪問看護計画を作成した利用者に初回の訪問看護を行った月の加算	3,000 円	300 円	600 円
	退院時共同指導加算		退院する時に訪問看護師等が自宅療養生活において指導を行なった際に加算	6,000 円	600 円	1,200 円

- ◆ 介護保険の一部負担金につき、公費負担がある場合は、その分が減免となります。
- ◆ 上記の利用料の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画に定められた目安の時間が基準となります。
- ◆ 急性憎悪等により一時的に頻回な訪問看護が必要になった場合は、医療保険の取り扱いとなります。